『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	まちづくり学校 双海人　移住交流プロジェクトチーム	提案主体分類コード	o 任意団体
提案の公開の可否	公開		
要望事項（事項名）	農地転用の簡略化	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等		プロジェクト名	若返り玉手箱　～移住交流で学校を救え～
提案分野	7. 農林水産分野		

求める措置の具体的内容

現在、農地転用は色々と複雑で時間のかかる手続きが必要です。
特に青字（農振地）となると、許可がおりても半年はかかると言われます。
元々、農地を守るための農地法ですから、簡単にどこまり転用できては困るのですが、
例えば「5年以上耕作放棄地であり、かつ今後も所有者が耕作する意思がない農地」など、
（その証明方法など議論の余地は多々ありますが）現状使われてない農地を
今後も使う予定がなければ転用の手続きや、必要な時間・費用を軽減できるような規制緩和はできないものでしょうか？

具体的事業の実施内容・提案理由

伊予市双海地域ではまちづくり学校 双海人（ふたみんちゅ）という任意団体が、子育て世代の移住促進に取り組んでいます。都市部からの移住ニーズはあるのですが、地域側に受け入れられる住宅が少ないことが課題です。
活用できる宅地（空き家）がみつからないので住む場所がない移住希望者に、農転して新築という選択肢の敷居を下げられればということが狙いなので、もっと言えば、転用した土地をその地域に常住するための家屋もしくは店舗、またはそれに付随する駐車場などの用途に限定するといった条件をつけてもよいかと思います。

県の規制緩和だけで成り立つのかどうか、よくわからないのですが、よろしくご検討ください。

最終回答

まず、農地を転用する場合には、農地法に基づく許可が必要になりますが、御質問にあります現状使われていない農地であっても、耕耘機やトラクター等を入れればすぐに耕作が可能となる土地のように、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められるものについては、「農地」に該当し、農地法の規制を受けることとなりますので、今後も当該農地を使用する予定がないことを理由として、転用の手続き等を省略することはできません。
また、農用地区域内の農地転用については、原則として許可できませんが、市町村が定める農業振興地域整備計画を変更して、農地を農用地区域から除外することにより、転用が可能となります。ただし、農振法上、当該計画を変更する場合は、軽微な変更を除いて、県知事への協議が必要であり、公告期間・縦覧期間も法律で定められていることから、市町村が任意に変更することはできません。
このように、農地転用の基準は、法令に基づく規制であり、県独自でその基準を緩和することは極めて困難ですが、農地調整に係る国と地方の協議や意見交換の場が定期的に開催されておりますので、そういった場において、地域の切実な声として問題提起をしていきたいと思いますので、引き続きご意見を賜りますようお願い申し上げます。
なお、耕作放棄地については、その再生利用を地域ぐるみで取り組むとともに、所有者の利用意向を踏まえた農地の利用集積・集約化を図っていく中で、その解消に努めているところです。

対応区分	B（国の権限）